

\*\*\* 2008.06.10 Minshu Vol.62 No.6 p.1488ff.

最三小判平成 20・6・10 民集 62・6・1488：不法行為の被害者が受けた 708 条的利益と損益相殺

・社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為に該当する不法行為の被害者が、損害を被るとともに、当該醜悪な行為から給付を受けて利益を得た場合、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも、民法 708 条の趣旨に反するものとして許されない。

・ヤミ金融の組織に属する業者が、借主から元利金等の名目で違法に多大の利益を得る手段として、著しく高利（年利数百%～数千%）で貸し付け、これにより、借主が、弁済した金員に相当する損害を被るとともに、上記貸付けとしての金員の交付によって利益を得たという事情のもとでは、借主から上記組織の統括者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において、同利益を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象とすることは許されない。〔科目：損害賠償法〕

\*\* 2008.01.24 Minshu Vol.62 no.1 p.63ff.

最一判平成 20・1・24 民集 62・1・63：遺留分権利者が価額弁償請求権を取得する時期

受遺者から民法 1041 条 1 項の規定による価額弁償の意思表示を受けた遺留分権利者が、受遺者に対して価額弁償を請求する権利を行使する旨の意思表示をした場合、その意思表示の時点において、遺留分減殺によって取得した目的物の所有権及び所有権に基づく現物返還請求権を遡及的に喪失し、これに代わる価額弁償請求権を確定的に取得する。〔科目：家族法〕

\*\* 2008.02.28 Hanrei-jihou No.2000 p.130ff.

最一判平成 20・2・28 判時 2000・130：合意による履行期の延長と消滅時効の起算点

保険契約に適用される約款に基づく履行期が合意によって延期され、保険金請求権の消滅時効の起算点はその翌日となるとされた事例。〔科目：金融取引法〕

保険会社が被保険者に対し、保険金請求について調査中であり、その調査に協力を求める旨の協力依頼書を送付し、その後、被保険者は調査に協力したが、保険会社は被保険者に対し、保険金請求には応じられない旨の免責通知書を送付した場合、合意により免責通知書の到達日まで履行期が延期されたことになり、消滅時効の起算点はその到達日の翌日となる。

\*\* 2008.02.28 Hanrei-jihou No.2005 p.10ff.

最一判平成 20・2・28 判時 2005・10：注意義務としての暴行制止義務・救護措置義務

少年 A が少年 B 及び少年 C から暴行を受けて死亡したことについて、暴行が行われている現場に居た少年 Y 1～Y 3 が A を救護するための措置を執るべき法的義務を負っていたとはいえないとされた事例。

〔科目：損害賠償法〕

少年 Y らは、暴行が行われていることや少年 B・C が本件暴行に及んだ経緯を知らずに呼び出されて赴いたこと、暴行の実行行為や共謀に加わっていないこと、積極的に暴行を助長するような言動も何ら行っていないこと、また、少年 B・C と少年 A と少年 Y らの関係、少年 Y らの年齢、暴行に至る経緯、暴行の経過等にかんがみると、少年 Y らが少年 B・C に恐れを抱くのも無理からぬこと、などの事情があり、少年 Y らが暴行を制止すべき法的義務や暴行を抑制するため現場から立ち去るべき法的義務を負っていたということとはできない。

少年Yらは、後日、少年B・Cらから仕返しをされることを恐れ、救急車も呼ばず、第三者に通報することもしなかったというのであるが、上記のように暴行を制止すべき法的義務等は認められないのであり、上記のような事情にもかんがみると、少年Yらに少年Aが死ぬかもしれないという認識があったとしても、そのことから直ちに、少年Yらに少年B・Cからの仕返しの恐れを克服して、少年Aを救護するための措置を執るべき法的義務があったとまではいえない。

\*\* 2008.02.29 Hanrei-jihou No.2003 p.51ff.

最二判平成 20・2・29 判時 2003・51：賃料自動改定特約による賃料減額請求において考慮すべき事情

賃料自動改定特約のある建物賃貸借契約の賃借人から賃料減額請求がされた場合において、減額請求の当否及び相当純賃料の額は、当事者が現実に合意した直近の賃料である賃貸借契約締結時の純賃料をもとにして、その合意の日から減額請求の日までの間の経済事情の変動等を考慮して判断されなければならない。その際、自動増額特約の存在及びこれが定められるに至った経緯等も重要な考慮事情になるとしても、自動増額特約によって増額された純賃料をもとにして、増額された日から減額請求の日までの間に限定して、その間の経済事情の変動等のみを考慮して判断することは許されない。〔科目：契約法+物権法〕

\*\* 2008.07.04 Hanrei-jihou No.2018 p.16ff.

最二小判平成 20・7・4 判時 2018・16：同乗者が死亡した場合の運転者の過失と加害者の過失との過失相殺

Aが運転しBが同乗する自動二輪車と、パトカーが衝突し、Bが死亡した交通事故において、Bの相続人がパトカーの運行供用者に対し損害賠償を請求する場合に、過失相殺においてAの過失をBの過失として考慮することができることとされた事例。〔科目：損害賠償法〕

本件運転行為に至る経過や本件運転行為の態様からすれば、本件運転行為は、BとAが共同して行っていた暴走行為から独立したAの単独行為とみることとはできず、共同暴走行為の一環を成すものというべきであり、過失相殺をするに当たっては、公平の見地に照らし、本件運転行為におけるAの過失もBの過失として考慮することができる。

\*\* 2008.09.12 Hanrei-jihou No.2021 P.38ff.

最二小判平成 20・9・12 判時 2021・38：子の友人が運転した場合における所有者の運行供用者性

Xが父親B所有の自動車を運転してバーに赴き、友人Aと飲酒をした後、泥酔して寝込んでいるXを乗せてAが自動車を運転し、追突事故を起こした場合において、BがAと面識がなく、Aという人物の存在すら認識していなかったとしても、本件運行は、Bの容認の範囲内にあったと見られてもやむを得ないというべきであり、Bは自動車損害賠償保障法3条にいう運行供用者に当たるとされた事例。〔科目：損害賠償法〕

\*\* 2008.10.10 Minshu Vol.62 No.9 p.2361ff.

最判平成 20・10・10 民集 62・9・2361：誤振込された預金払戻請求と権利濫用

普通預金口座への振込みを依頼した振込依頼人と受取人との間に、振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込みによる預金の払戻しを請求することについては、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるということはできず、銀行は払戻し請求に応じなければならない。ただし、払戻しを受けることが当該振込みによる金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たると可能性がある。〔科目：契約法〕

本件振込みは、窃取者らが第三者に依頼して、窃取した預金通帳等を用いて定期預金の口座を解約させ、その解約金を本件普通預金口座に振り込ませたものであるが、（この程度では）払戻しを請求することが権利の濫用となるような特段の事情があるとはいえない。

\*\* 2008.12.16 Minshu Vol.62 No.10 p.2561ff.

最三小判平成 20・12・16 民集 62・10・2561：フルペイアウト方式のリース契約の解除事由特約

いわゆるフルペイアウト方式（リース業者が、リース期間中に、リース物件の取得費、金利及びその他の経費等を全額回収できるように、リース料の総額が算定される）によるファイナンス・リース契約の特約のうち、ユーザーにつき民事再生手続開始の申立てがあったことを契約の解除事由とする旨の特約は、民事再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効である。〔科目：金融取引法〕

その特約は、一債権者と債務者との間の事前の合意によって、民事再生手続開始前にリース物件を債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることになるから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らかである。

\* 2008.04.14 Minshu Vol.62 No.5. p.909ff.

最一判平成 20・4・14 民集 62・5・909：入会権の処分と慣習の効力

\* 2008.04.24 Minshu Vol.62 No.5 p.1178ff.

最一判平成 20・4・24 民集 62・5・1178：チーム医療における総責任者の説明義務

\* 2008.07.17 Minshu Vol.62 No.7 p.1994ff.

最一小判平成 20・7・17 民集 62・7・1994：入会権確認の訴えと当事者適格

\* 2008.06.12 Minshu Vol.62. No.6 p.1656ff.

最判平成 20・6・12 民集 62・6・1656：取材を受けた者の期待・信頼の侵害による不法行為責任の成否